

独立行政法人国立青少年教育振興機構施設使用料金等規程

平成18年4月1日 制定
独立行政法人国立青少年教育振興機構規程第5-2号
平成19年7月1日
一部改正
平成21年3月12日
一部改正
平成23年10月1日
一部改正
平成24年4月1日
一部改正
平成25年4月1日
一部改正
平成26年4月1日
一部改正
平成29年4月1日
一部改正
平成29年10月1日
一部改正
令和元年10月1日
一部改正

第1条 独立行政法人国立青少年教育振興機構利用規則（以下「利用規則」という。）第5条に基づく施設使用料並びにこれらの納付手続き等については、この規程の定めるところによる。

第2条 国立オリンピック記念青少年総合センター（以下「センター」という。）の施設使用料は、次のとおりとする。

- 一 研修施設利用に係る施設使用料（プール利用を除く。）は、第1-1表及び第1-2表のとおりとする。
 - 二 プール利用に係る施設使用料は、第2表のとおりとする。
 - 三 宿泊施設利用に係る施設使用料は、第3表のとおりとする。
 - 四 利用規則第2条第3項により利用する場合の施設使用料は、所長が別に定める。
- 2 前項第一号から第三号の施設使用料の適用は、次により行うものとする。
- 一 青少年及び青少年教育関係者の料金を適用するもの
 - ア 青少年及び青少年教育関係者が研修に利用する場合
 - イ 学校その他の教育機関が研修に利用する場合
 - ウ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第二条第3項に規定する「公益法人」及びこれに類する団体（アに規定する団体を除く。）が青少年に対する研修又は青少年教育の振興を図るための

研修に利用する場合

エ その他の団体、官公庁、企業等が行う研修で青少年教育の振興に資するものと所長が特に認める場合。

二 一般の料金を適用するものは、前号に掲げる団体以外の団体が研修に利用する場合

第3条 国立青少年交流の家及び国立青少年自然の家（以下「地方施設」という。）の施設使用料は、第3項に定める場合を除き第4表のとおりとする。

2 前項の施設使用料の適用は、前条第2項第二号に該当する場合のみとする。

3 地方施設において、研修の講師その他の者が業務上宿泊するために設置している宿泊室（以下「講師等宿泊室」という。）を利用する場合の施設使用料は、第5表のとおりとする。

4 講師等宿泊室の利用者が前条第2項第二号に該当する場合には、前項に定める施設使用料及び第1項に定める施設使用料を併せて徴収する。

5 第5表に定める講師等宿泊室に係る施設使用料の適用については、各施設の所長が定めるものとする。

第4条 センターの施設使用料の納付手続き等は、次のとおりとする。

2 第2条に定める施設使用料は、センターの発行する請求書により納付し、又は来所のうえ原則として、収納窓口で現金で納付するものとする。

3 前項の規定により納付した施設使用料は、還付しないものとする。ただし、天災その他利用者の責に帰すべきことのできない事由により施設を使用できなくなったときは、この限りでない。

第5条 地方施設の施設使用料の納付手続き等は、次のとおりとする。

2 第3条に定める施設使用料は、地方施設の発行する請求書により、原則として指定機関で納付し、又は地方施設の所定窓口において納付するものとする。

3 前項の規定により納付した施設使用料は、還付しないものとする。ただし、天災その他利用者の責に帰すべきことのできない事由により施設を使用できなくなったときは、この限りでない。

第6条 地方施設の利用者が使用するシーツ等洗濯料は、第6表のとおりとする。なお、同表以外の洗濯料は、所長が別に定める。

2 前項に定めるシーツ等洗濯料の納付手続き等は、前条の規定を準用するものとする。

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項については、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年7月1日から施行する。ただし、改正後の第3条、第5条及び第6条の規定は、平成19年10月1日に入所する団体から適用する。

附 則

この規程は、平成21年3月12日から施行する。ただし、改正後の第2条及び第6条の規定は、平成21年10月1日に入所する団体から適用する。

附 則

1 この規程は、平成23年10月1日から施行する。ただし、第1-1表及び第1-2表については、平成24年3月1日に入所する団体から適用する。

2 改正後の第3条の規定は、平成24年7月1日に入所する団体から適用する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第2表については、平成24年5月1日に利用する団体から適用する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第1-1表、第1-2表及び第3表については、平成29年9月1日に利用する団体から適用する。

附 則

この規程は、平成29年10月1日から施行する。ただし、第6表については、平成30年10月1日に利用する団体から適用する。

附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

第1-1表
研修施設利用に係る施設使用料

研修に利用する施設		時間	利用団体等の区分			
施設名	室名		青少年教育関係者等	一般	備考	
国際交流棟	国際会議室	午前	32,690円	71,400円		
		午後	37,380円	81,690円		
		夜間	42,980円	93,910円		
	レセプションホール	レセプションホール(全体)	午前	40,330円	88,000円	
			午後	45,830円	99,610円	
			夜間	52,860円	115,190円	
		1/3使用の場合	午前	13,440円	29,330円	
			午後	15,280円	33,200円	
			夜間	17,620円	38,400円	
		2/3使用の場合	午前	26,890円	58,670円	
			午後	30,560円	66,410円	
			夜間	35,240円	76,800円	
		第1ミーティングルーム	午前	12,220円	26,690円	
			午後	13,850円	30,350円	
			夜間	15,990円	34,940円	
		第2ミーティングルーム	午前	6,620円	14,460円	
			午後	7,640円	16,600円	
			夜間	8,860円	19,350円	
	特別室1	午前	1,220円	2,650円		
		午後	1,530円	3,460円		
		夜間	1,730円	3,670円		
	特別室2	午前	1,430円	3,160円		
		午後	1,730円	3,670円		
		夜間	1,830円	3,870円		
	特別室3	午前	1,940円	4,180円		
		午後	2,340円	5,090円		
		夜間	2,440円	5,400円		
特別室4	午前	920円	1,940円			
	午後	1,020円	2,240円			
	夜間	1,120円	2,440円			
センター棟	20人室	午前	1,430円	3,160円		
		午後	1,730円	3,670円		
		夜間	1,830円	3,870円		
	会議室・20人室	午前	1,730円	3,670円		
		午後	2,140円	4,690円		
		夜間	2,240円	4,890円		
	40人室	午前	1,730円	3,670円		
		午後	2,140円	4,690円		
		夜間	2,240円	4,890円		
	パソコン対応40人室(103号室)	午前	3,060円	6,620円		
		午後	3,560円	7,840円		
		夜間	3,970円	8,560円		
	80人室	午前	3,060円	6,620円		
		午後	3,560円	7,840円		
		夜間	3,970円	8,560円		
	120人室	午前	4,580円	9,980円		
		午後	5,700円	12,430円		
		夜間	6,210円	13,440円		
	160人室	午前	6,420円	13,950円		
		午後	7,940円	17,310円		
		夜間	8,660円	18,840円		
200人室	午前	8,050円	17,620円			
	午後	10,190円	22,200円			
	夜間	11,000円	23,940円			
300人室	午前	10,390円	22,710円			
	午後	13,140円	28,620円			
	夜間	14,160円	30,760円			
スポーツ棟	大体育室	午前	13,750円	30,050円		
		午後	16,910円	36,870円		
		夜間	18,330円	40,130円		
	第1～第3体育室	午前	6,930円	15,180円		
		午後	8,560円	18,540円		
		夜間	9,170円	20,060円		
	第4,第5体育室	午前	2,340円	5,090円		
		午後	3,160円	6,820円		
		夜間	3,360円	7,330円		
	第1研修室	午前	1,730円	3,670円		
		午後	2,140円	4,690円		
		夜間	2,240円	4,890円		

研修に利用する施設		時間	利用団体等の区分		
施設名	室名		青少年教育関係者等	一般	備考
スポーツ棟	第2研修室	午前	1,430円	3,160円	
		午後	1,730円	3,670円	
		夜間	1,830円	3,870円	
	テニスコート	①	1,730円	3,670円	10:00~12:00
		②	1,730円	3,670円	13:00~15:00
		③	1,730円	3,670円	15:30~17:30
		④	2,040円	4,380円	18:00~20:00
桜花亭	桜花亭	午前	3,360円	7,330円	
		午後	4,280円	9,270円	
		夜間	4,580円	9,980円	
カルチャー棟	大ホール				
	大ホール		第1-2表参照		
	小楽屋	午前	920円	-	
		午後	1,020円	-	
		夜間	1,120円	-	
	大楽屋	午前	1,020円	-	
		午後	1,120円	-	
		夜間	1,320円	-	
	楽屋S	午前	1,730円	-	
		午後	2,040円	-	
		夜間	2,140円	-	
	楽屋事務室	午前	1,430円	-	
		午後	1,730円	-	
		夜間	1,940円	-	
	投光室	午前	18,640円	20,270円	
		午後	21,080円	23,020円	
		夜間	21,080円	23,020円	
	小ホール				
	小ホール		第1-2表参照		
	楽屋	午前	920円	-	
		午後	1,020円	-	
		夜間	1,120円	-	
	楽屋事務室	午前	1,320円	-	
		午後	1,530円	-	
		夜間	1,730円	-	
	投光室	午前	35,750円	39,010円	
		午後	40,940円	44,610円	
		夜間	40,940円	44,610円	
	リハーサル室		第1-2表参照		
	音楽演劇室				
	中練習室(大)	午前	5,810円	12,730円	
		午後	7,130円	15,690円	
		夜間	7,740円	16,910円	
	中練習室(小)	午前	4,180円	9,060円	
		午後	5,090円	11,000円	
		夜間	5,500円	12,020円	
	小練習室	午前	2,240円	4,890円	
		午後	2,950円	6,310円	
		夜間	3,160円	6,820円	
	音楽室	午前	2,240円	4,890円	
		午後	2,950円	6,310円	
		夜間	3,160円	6,820円	
	演劇室	午前	2,240円	4,890円	
		午後	2,950円	6,310円	
		夜間	3,160円	6,820円	
	工芸室	午前	2,040円	4,380円	
		午後	2,440円	5,400円	
		夜間	2,850円	6,110円	
	美術室	午前	2,040円	4,380円	
		午後	2,440円	5,400円	
		夜間	2,850円	6,110円	
	和室	午前	1,830円	3,870円	
		午後	2,240円	4,890円	
		夜間	2,850円	5,090円	
	展示コーナー	午前	4,180円	9,060円	
		午後	5,090円	11,000円	
		夜間	5,500円	12,020円	
	ピアノ貸出	午前	9,780円	10,590円	本料金が適用されるピアノは、大・小ホール及びリハーサル室の使用に限る
		午後	11,000円	12,020円	
		夜間	11,000円	12,020円	

備考
 一般の団体については、大ホールに係る小楽屋、大楽屋、楽屋S及び楽屋事務室、並びに小ホールに係る楽屋及び楽屋事務室のみの利用は行わないものとする。

第1-2表

カルチャー棟大・小ホール及びリハーサル室に係る施設使用料

室名	利用団体等の区分	午前	午後	夜間	全日
大ホール (全室)	青少年教育関係者等	38,090円	63,350円	83,010円	171,110円
	一般	100,220円	157,670円	203,090円	391,930円
(舞台)	青少年教育関係者等	16,300円	27,700円	34,940円	73,230円
	一般	-	-	-	-
小ホール (全室)	青少年教育関係者等	24,340円	40,330円	52,560円	108,780円
	一般	61,820円	97,980円	125,690円	242,710円
(舞台)	青少年教育関係者等	12,730円	21,190円	27,600円	57,040円
	一般	-	-	-	-
リハーサル室	青少年教育関係者等	7,540円	12,320円	16,300円	33,510円
	一般	16,400円	26,890円	35,440円	67,020円

備考

- 1 本表は、午前、午後又は夜間の別における一区分の料金である。(テニスコートを除く。)
- 2 国際交流棟レセプションホールを分割利用する団体が、施設使用料納付後に残りの分割部分を追加する場合の施設使用料は、追加利用部分に係る分割料金を徴収するものとする。
- 3 一般の団体については、大・小ホールに係る舞台のみの利用は行わないものとする。

第2表

プール利用に係る施設使用料

研修に利用する施設		利用団体等の区分			
施設名	室名	青少年教育関係者等	一般	中学生以下	高校生以上
スポーツ棟	プール	2,140円	4,280円	160円	430円

備考

- 1 青少年団体等及び一般の団体の料金は1コース単位とし、利用時間は次の区分とする。
 - イ 10時から12時まで
 - ロ 12時から14時まで
 - ハ 14時から16時まで
 - ニ 16時から18時まで
 - ホ 18時から20時まで
 - ヘ 20時から22時まで
- 2 中学生以下及び高校生以上の利用料金は1人2時間単位とし、利用時間は9時から22時までとする。
- 3 2時間を超える料金は、1人1時間単位の追加料金として、中学生以下50円、高校生以上200円とする。

第3表

宿泊施設利用に係る施設使用料

宿泊研修に利用する 宿泊施設	利用団体等の区分	
	青少年教育関係者等	一般
A棟・B棟・C棟	1,830円	3,670円
D棟	3,560円	5,600円

備考 本表は、利用者1人1泊についての料金である。

第4表

地方施設利用に係る施設使用料

利用団体等の区分	一般	810円

備考 本表は、利用者1人1泊についての料金である。

第5表

地方施設利用の講師等宿泊室に係る施設使用料

講師等宿泊室の区分	A	B	C
使用料	1,630円	1,220円	810円

備考 本表は、利用者1人1回についての料金である。

第6表

地方施設のシーツ等洗濯料

1組	300円
----	------

備考 シーツ等洗濯料の1組とは、シーツ2枚と枕カバー1枚とする。